

お知らせ

消費生活展実行委員会の参加団体を募集

消費生活展は、消費者問題に取り組む区内団体の活動成果の発表と地域交流の場です。今回、新しく実行委員会に参加する団体を募集します。
【申】8月29日(金)までに区HPまたは電話で消費生活係 ☎5910-3089

弁護士による無料相談会

【対】借金や税金の滞納、労働問題、離婚などで経済的にお困りの方【日】9月3日(水)、10月1日(水)午後1時～4時30分の間の1時間以内【場】生活サポートセンター(区役所西庁舎3階)【申】電話で同所 ☎3993-9963

国民健康保険

医療費のお知らせを8/21(木)に発送

国民健康保険に加入中で、令和6年12月～7年5月に医療機関を受診した方へ発送します。 ※75歳になった方や社会保険に加入した方などは送付されない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。
【問】こくほ給付係 ☎5984-4553

ボランティア

乳幼児向けおはなし会ボランティアの講習会

図書館の乳幼児向けおはなし会で

活動するボランティアになるための講習会です。詳しくは、図書館HPをご覧ください。
【日】9月18日(木)・25日(木)午後1時30分～4時30分【2日制】【場】光が丘図書館【内】講義、実技など【定】20名(抽選)【申】8月24日(日)までに図書館HPまたは電話で同所 ☎5383-6500

保育サービス講習会～空いた時間を活用して、子育てのお手伝いをしませんか

地域で育児を支え合う会員組織「ファミリーサポート事業」の援助会員(有償ボランティア)になるための講習会です。修了後は、午前7時～午後8時の間の都合の良い時間に利用会員のお子さんを預かっていただきます。
【対】20歳以上で、月1回の定例会に参加できる方【日】9月16日(火)・17日(水)・24日(水)～26日(金)午前9時30分～午後4時30分【5日制】【場】男女共同参画センターえーるなど【定】30名(選考)【費】2,500円【申】8月29日(金)までに電話で練馬区ファミリーサポートセンター ☎3993-4100

障害のある方へのIT支援ボランティア養成講座(初心者向け)

障害のある方へのパソコンなどの活用を支援するために必要な技術や知識を学びます。
【対】講座修了後に区内で障害のある方へIT支援のボランティアができる方【日】9月21日(日)午前10時～午後3時30分【場】光が丘区民センター7階【講】NPO法人練馬ぼそぼらん会員【定】10名(抽選)【費】1,000円【申】往復ハガキまたは電子

メールで①講座名②住所③氏名(ふりがな)④年齢⑤電話番号を、9月5日(必着)までに〒176-8501区役所内心身障害者福祉センター ☎5984-1496 [Eメール sinshocenter01@city.nerima.tokyo.jp](mailto:sinshocenter01@city.nerima.tokyo.jp)

環境・リサイクル

落書きに困っていませんか

落書きは、まちの美観を損ねる犯罪行為です。落書きをされたら、警察に被害届を出しましょう。ご自宅の塀や壁の落書きは、申請により区が消すことができます。詳しくは、お問い合わせください。
【問】美化啓発係 ☎5984-4709

台風接近時は資源・ごみの収集を中止する場合があります

鉄道の計画運休を伴う大型の台風が接近する際には、資源・ごみの収集を中止する場合があります。中止

する場合は、区HPや「資源・ごみ分別アプリ」などでお知らせします。
【問】可燃・不燃ごみ、容器包装プラスチック、古紙…清掃事務所【〒176・179の方…練馬 ☎3992-7141、〒177・178の方…石神井 ☎3928-1353】びん・缶・ペットボトル…リサイクル推進係 ☎5984-1097

事業者向け

地域包括支援センターの運営を行う事業者を募集

来年4月から光が丘・石神井・中村かしわ・(仮称)みらい青空地域包括支援センターの運営を行う事業者を募集します。事業者の選定は、プロポーザル(事業提案)方式で行います。区HPや高齢者支援課(区役所西庁舎3階)にある募集要領をご覧ください。
【問】高齢者支援課管理係 ☎5984-4582

政治活動用ポスターでお困りの方へ区HPからご連絡ください

問合せ

選挙管理委員会事務局 ☎5984-1399

政党や政治家などのポスターでお困りの方は、ご連絡ください。

例えば

- 自宅の塀に無断でポスターを貼られてしまった…
- 以前ポスターの掲示を許可したが、掲示をやめたい…
- 公共施設の塀にポスターが貼られている…

▲ポスターの例

障害のある方
難病の方

福祉手当などのご利用を～対象の方で受給していない方は申請してください

所得制限 (表2) があるほか、施設に入所・入院中の方は対象にならない場合があります。

表1 福祉手当など

種類	対象(いずれも区内在住の方)	手当額など
A 心身障害者福祉手当 (区の制度)	原則として65歳未満で次のいずれかに当てはまる方 ①身体障害者手帳1・2級 ②愛の手帳1～3度 ③区が指定する難病の方で、難病等医療費助成または小児慢性特定疾病医療費助成を受けている ④脳性まひまたは進行性筋萎縮症 ※児童育成手当(障害手当)を受けている方を除く。	月額1万5500円 ※申請月から支給。
	原則として65歳未満で次のいずれかに当てはまる方 ①身体障害者手帳3級 ②愛の手帳4度 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ※児童育成手当(障害手当)を受けている方を除く。	月額1万円 ※申請月から支給。
B 特別障害者手当 (国の制度)	20歳以上で身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする方 ※専用の診断書で判定。	月額2万9590円 ※申請月の翌月から支給。
C 障害児福祉手当 (国の制度)	20歳未満で身体または精神に重度の障害があるため、日常生活で常時介護を必要とする方 ※専用の診断書で判定。	月額1万6100円 ※申請月の翌月から支給。
D 重度心身障害者手当 (都の制度)	原則として65歳未満で次のいずれかに当てはまる方 ①重度の知的障害で著しい精神症状がある ②重度の知的障害と重度の身体障害がある ③両上肢と両下肢の機能が失われ座っていることが困難	月額6万円 ※申請月から支給。
E 心身障害者医療費助成 (都の制度)	原則として65歳未満で次のいずれかの手帳をお持ちの方 ①身体障害者手帳1・2級(内部障害は1～3級) ②愛の手帳1・2度 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ※後期高齢者医療制度の資格確認書をお持ちで住民税課税の方などを除く。	保険診療分の医療費について、他の公費で助成されない自己負担額の一部を助成

表2 所得制限額(令和6年中の年間所得)

扶養親族の人数	本人(20歳未満は扶養義務者)	配偶者・扶養義務者(国の制度のみ)
0人	366万1000円	628万7000円
1人	404万1000円	653万6000円
2人	442万1000円	674万9000円
3人	480万1000円	696万2000円
1人増ごとの加算額	38万円	21万3000円

障 受給者証を8/18(月)以降に発送

現在お持ちの障受給者証(心身障害者医療費助成受給者証)の期限は8月31日(日)です。該当する方には、新しい障受給者証を8月18日(月)以降に発送します。所得制限額(表2)を超えるなど、該当しなくなる方には消滅通知を送付します。

申込先・問合せ

総合福祉事務所福祉事務係

〒176の地域…練馬(区役所西庁舎2階) ☎5984-4612 FAX 5984-1213

〒179の地域…光が丘(光が丘区民センター2階) ☎5997-7060 FAX 5997-9701

〒177の地域…石神井(石神井庁舎4階) ☎5393-2817 FAX 3995-1104

〒178の地域…大泉(大泉学園ゆめりあ1(4階)) ☎5905-5274 FAX 5905-5277

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、表1のA Eを申請する方は、精神保健係 ☎5984-4764 FAX 3993-6553へお問い合わせください。

熱中症にご注意を！

危険な暑さが予想されるときは、区主催の事業を中止・延期する場合があります。その際は、区HPなどでお知らせします。

ねりま区報をご自宅にお届けします

新聞未購読で、区報の入手が困難な方に無料でお届けしています。希望する方は、区HPから申し込むか、お問い合わせください。
【問】広報係 ☎5984-2690